

LOTUS CUP JAPAN 2023 SPORTING REGULATION

公示

本競技は、FIA 国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則及びその付則、並びにそれらに準拠したロータスカップ・ジャパン アソシエーション（LCJA）が定めるロータスカップ・ジャパンシリーズ統一規則、各大会主催者により定められる特別規則書および各サーキット規定に基づき開催される。

第 1 条 大会

「ロータスカップ・ジャパン」は、日本自動車連盟（JAF）の公認のもと、自動車登録番号標を有するロータス車両による各ワンメイクレースシリーズとして開催される。すべての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守するとともに各大会主催者および競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第 2 条 組織

本シリーズは、ロータスカップ・ジャパン・アソシエーション（略称：LCJA）の主管により運営され、それぞれの大会に於ける組織委員会、審査委員会、競技長およびその他の競技役員は各大会の特別規則にて公示される。

第 3 条 競技規則の変更

「ロータスカップ・ジャパンシリーズ統一規則」は、シリーズ開催年度中に於いても見直しを行うことがある。その内容は LCJA 発行のブルテン（Bulletin）で発表される。

第 4 条 競技会日程 / 開催場所 / 大会名称

	競技会日程	開催場所	大会名称
第 1 戦 第 2 戦	2023 年 7 月 23 日（日）	富士スピードウェイ	富士チャンピオンレース
第 3 戦 第 4 戦	2023 年 10 月 15 日（日）	スポーツランド SUGO	SUGO チャンピオンカップ レースシリーズ
第 5 戦	2023 年 12 月 10 日（日）	モビリティリゾートもてぎ	2023 もてぎチャンピオンカップレース

第 5 条 レース距離 / 完走周回数 / 決勝出走台数

JAF 公式戦は各大会の特別規則書に公示される。

第6条 参加資格

1. ドライバーは、当該年度に有効な JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所有者であること。
(但し、ドライバーのレース経歴等によって、参加資格はあるものの、LCJA の判断でクラス 0-1、0-2 とする場合がある。)
2. 保有ライセンスに記載されている名前と、参加するエントラント名が合致していること。
3. LCJA に選手登録し、認定されたドライバーでなければならない。
4. クラス 0-1、0-2 のドライバーは、ゼッケンベースの色によって表示される。
(クラス 1、2、3 のドライバー：白色 / クラス 0-1、0-2 のドライバー：黄色)

第7条 参加車両

1. 参加車両は、ロータス車両とし、別掲の車両規定に合致した車両であること。また、以下のクラス区分を設ける。
 - 1) LCJ クラス 1：エキシージ S (V6) /エキシージスポーツ 350 (V6)
 - 2) LCJ クラス 2：2-イレブン CUP (2ZZ) /エキシージ (2ZZ) /エリーゼ R (2ZZ) /エキシージ CUP190 (2ZZ) /エキシージ S (2ZZ) /エキシージ CUP240 (2ZZ) /エキシージ CUP255 (2ZZ) /エキシージ CUP260 (2ZZ) /エリーゼ SC (2ZZ) /エリーゼ S (2ZR) /エリーゼ SPORT220 (2ZR) /エリーゼ SPRINT220 (2ZR) /エリーゼ CUP250 (2ZR) /エリーゼ SPORT220 Heritage Edition (2ZR) /エリーゼ SPORT220 Classic Heritage Edition (2ZR) /エリーゼ SPORT240 Final Edition (2ZR)
 - 3) LCJ クラス 3：エリーゼ S (1ZZ) /エリーゼ (1ZR) /エリーゼ SPORT (1ZR) /エリーゼ SPRINT (1ZR)
 - 4) LCJ クラス 0-1：大会事務局が認めたクラス 1 車両
クラス 0-2：大会事務局が認めたクラス 2 車両
クラス 0-1 及び 0-2 参加車両の取り扱いについては、以下の扱いとする。
 - ・賞典、ポイントは付与しない
 - ・その他の規則は、他クラスと同一とする
2. 参加者は、エントリー以前にLCJAに対して自動車検査証及び自賠責保険証書を提示し、各年シリーズ参加初戦に先立ち、LCJA指定工場で車両検査を受けTechnical Inspection Sheetを提出しなければならない。
3. 車両検査に適合した車両は、LCJAにて登録ナンバー、車体ナンバーが登録され、ロータスカップ仕様車であることを表す認定番号付きプレートおよびステッカーが装着されていなければならない。また当該車両の有効な車検証、自賠責保険証を常備すること。
4. 参加車両は、レース終了・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行を確認するための車両検査が義務付けられる。
5. クラスエントリー台数によっては、レース成立がしない場合がある。

第8条 ゼッケン

1. ゼッケン番号は、LCJA が決定し、各シリーズに於いて、当該年度を通して使用される。
2. ゼッケンベース、ゼッケン番号は、LCJA 指定のものを使用し、指定された位置と角度で貼り付けなくてはならない。
3. ゼッケンの表示場所は、フロントカウル、左右ドア、リヤの 4 箇所とする。

第 9 条 ドライバーの装備品

1. ドライバーは 2023 年 JAF 国内競技車両規則 第 5 編 付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に記載する JAF/FIA 公認、認定または FIA 基準に適合の下記装備品を着用しなければならない。また、公式車検時に携帯もしくは着用し技術委員の点検を受けなければならない。

【着用義務】競技用 4 輪用ヘルメット（フルフェイスタイプ）

耐火炎レーシングスーツ/シューズ/グローブ/耐火炎バクラバス/耐火炎アンダーウェア/耐火炎ソックス
頭部及び頸部の保護装置(Frontal Head Restraint FHR(HANS))

※レース競技に参加するドライバーは、2023 年 JAF 国内競技車両規則 第 5 編 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則に規定されている装備品を使用し、各自事前に有効期限を確認の上、レースに参加すること。

第 10 条 参加申込

1. 年間参加申込み、スポット参加申込及び各大会への参加申し込みは、LCJA 宛に行うこと。
2. 参加申込書に記載する車名には、参加車両に該当する「ELISE（エリーゼ）」「EXIGE（エキシージ）」または「2-11」の文字が含まれていなければならない。

第 11 条 参加費用

1. 年間参加申込料金：680,000 円（消費税込） / 2023 シリーズ
JAF 公式戦 4 レース
2. スポット参戦申込料金：176,800 円（消費税込） / 1 レース
3. 参加料はいかなる場合も返還されない。ただし、不可抗力による当該大会の中止、当該大会組織委員会による参加申込拒否（JAF 国内競技規則 4-19）の場合は、1 戦分を 70,000 円（消費税込）とし当年度の全レース終了後に振込手数料を差し引いた金額が返還される。

第 12 条 保険

1. 参加者は、ドライバーには総額 1,000 万円以上、チーム監督およびピット要員には、各々、総額 500 万円以上の有効な保険に加入していることを参加申し込み時に申告しなければならない。
2. 各大会の特別規則に規定されている場合には、それに従うこと。

第 13 条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動を取らなければならない。

そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的、侮辱的な言動や行動は、厳に慎まなければならない。

本条項に違反した場合は、厳重な罰則が適用される。

第 14 条 罰則

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーは、FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定ならびに、それに準ずる規定を遵守しなければならない。この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは、当該大会の罰則とは別に LCJA から標記の通り厳しく罰せられる。

1) 各大会において当該競技役員から危険行為と判断され、当該大会審査委員会よりペナルティを科せられたドライバーは、当該競技委員会により公示される。

2. 車両規則違反

参加者は、本規定に定められた車両規定、該当する当年の JAF 国内競技車両規定、当該大会の特別規則に定められた車両規定、および当該サーキット規定に定められた車両規定に違反し、失格となった場合、当該大会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てを剥奪される。

なお、本規則はクラス 0-1、0-2 にも適用とする。

第 15 条 広告スペース

参加者は、LCJA および各主催者より配布されるスポンサーステッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならない。その数、位置については LCJA の指示に従わなければならない。

- 1) 参加者は、大会事務局及び当該レーススポンサーのために参加車両に広告スペースを提供し、規定の位置に指定のステッカーを貼付しなければならない。
- 2) 参加者は、LCJAが規定する当該レースのスポンサーと競合する参加者自身のスポンサーを、車両及び衣服に表示する場合、LCJAに事前申請し承認を受けなければならない。
- 3) 参加者は、レーシングスーツの指定の位置にLCJAが規定するワッペンを貼付しなければならない。但し、LCJAが特に認めるドライバーについてはこの限りではない。

第 16 条 車両の交換

各レース参加受付後の車両交換は認められない。

第 17 条 大会期間中の整備作業

大会期間中に認められる車両整備は、以下の作業以外は禁止とする。

但し、当該大会の技術委員長の許可がある場合は、この限りではない。

1. エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換。
2. ブレーキ、クラッチフルードの点検補充、交換、エア抜き作業。
3. 冷却水の点検、クーラントまたは水の補充、交換。
4. バッテリー液量の点検、蒸留水の補充。
5. タイヤ、ホイールの清掃。
6. タイヤエア圧の点検、調整。
7. ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認
8. 調整ダイヤルによるショックアブソーバーの減衰力調整。
9. ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液または水の補充。
10. ガソリン給油。
11. 各種ステッカーの貼付、交換。
12. 車両より部品の取り外しを伴わない各部の清掃。

第 18 条 燃料

当該大会の参加時に使用する燃料は、JAF 国内競技車両規則第 3 編 第 1 章 第 8 条「燃料」に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）自動車用無鉛燃料（ガソリン）を使用すること。またいかなる添加剤の追加、燃料に対する冷却、加工等も認めない。

第 19 条 エアバック

当該大会の公式車両検査開始前までにエアバックの作動を制限するか停止させること。また、当該大会の競技中も常にその状態を維持しなければならない。

尚、当該大会の公道走行チェック時には、エアバックが作動するよう元の状態に戻すこと。

第 20 条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、当該大会期間中、いかなる改造（加工・交換・追加・変更）も認められない。また、事故や使用による損傷や摩耗した部品の交換（修復）は、当該大会の技術委員長の許可を受けた上で作業を行うことができる。その際、当該車両は再車両検査を受け承認を得なければならない。

第 21 条 公式予選

1. 全ての参加ドライバーは、スターティンググリッド順を決定するための公式予選に出走し、タイム計測を受けなければならない。
2. 全ての参加ドライバーは、公式予選で記録されたタイムがレース出走最低基準タイムをクリアしなければならない。最低基準タイムは、同一公式予選内に記録された各クラス上位 3 台のベストラップタイム平均に 130% を乗じたものを予選通過基準タイムとする。
3. 公式予選において最低基準タイムをクリアできなかったドライバーは、大会審査委員会が認めた場合を除き、決勝レースへの出場は認められない。

第 22 条 決勝スターティンググリッドの決定方法

1. スターティンググリッドは、1 番グリッドよりクラス 1、クラス 2、クラス 3 の順に、クラス毎のタイム順で配列される。予選を組み分けで行われる場合、各組 1 位のタイムが上位の組よりポールポジション側を占める。
2. クラス 0-1、0-2 のドライバーについても、同様の決定方法が適用される。
クラス 0-1 はクラス 1 のタイム順に組み込んで配列される。
クラス 0-2 はクラス 2 のタイム順に組み込んで配列される。
2. 同日に開催される 2 レース目のグリッドは 1 レース目の各クラス順位が適用される。
クラス 0-1 は、1 レース目のクラス 1 の順位を 2 レース目のグリッドへ反映させて組み込みものとする。
クラス 0-2 は、1 レース目のクラス 2 の順位を 2 レース目のグリッドへ反映させて組み込むものとする

第 23 条 レーススタート方式

レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

第 24 条 車両保管

1. 競技車両は、予選終了後は各エントラントの整備エリア、決勝終了後はオーガナイザーが指定した車両保管エ

リアにおいて、当該大会競技役員により車両保管される。

車両保管は、予選後の公式通知および決勝後のオーガナイザーの車両保管解除の通達をもって、それぞれ解除される。参加者は、車両保管が解除された後に第 17 条 大会期間中の整備作業が認められる。

2. 競技車両は、公式車検を受けた後、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで当該サーキットの場外へ持ち出すことはできない。2 日間の開催大会において 1 日目終了後、参加者の移動を目的とする車両の場外持ち出しが認められる場合がある。ただし所定の手続き、公道走行車両検査が実施され、大会技術委員長ならびに大会競技長承認のもと大会審査委員会が許可したものに限る。
場外持ち出しがされた車両は、指定された時間に再車両検査を受け合格しなければ、その後の出走が認められない。また再車両検査には所定の手数料が発生する。
3. 大会期間中にリタイヤした場合、車両を当該サーキットの場外に持ち出せるのは、リタイヤ届けの受理後に実施される公道走行チェックを受けた後となる。

第 25 条 公道走行チェック

1. 参加受付された全ての車両は、レース終了後の車両保管が解除された後、当該大会役員立会いのもと、LCJA によって指定された検査員により実施される公道走行チェックを受けなければならない。
 2. 決勝レースに不出場、またはリタイヤした車両についても、公道走行チェックを受けなければならない。
 3. 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 車体外板
 - (2) かじ取り装置
 - (3) 制動装置
 - (4) 走行装置
 - (5) 緩衝装置
 - (6) 動力伝達装置
 - (7) 電気装置
 - (8) 原動機
 - (9) 排気系
 - (10) 灯火装置・方向指示器
 - (11) 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
 - (12) 競技走行において異常が認められた箇所
 - (13) エアバックの作動確認
 - (14) 最低地上高 (9cm 以上)
 - (15) フロント牽引フック取り外し
- * (1)~(12) の検査内容について、JAF「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。
4. 公道走行チェックに於いて、一般公道に於ける運行が不適と判断された車両は、LCJA によって管理され、規定の場所 (使用者の保管場所、自動車整備工場) までキャリアカーによって移動されなければならない。
 5. 参加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績が抹消され、かつその参加者、ドライバーおよび当該車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。
 6. 入賞した車両が本項によってその競技成績が抹消された場合でも、他の入賞車両の順位は変わらず、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第 26 条 シリーズポイント

1. シリーズポイントは、以下の通り与えられる。
2. シリーズポイントは、当該ラウンド毎に完走したドライバーに与えられる。
3. 最終シリーズランキングは、JAF 公式戦 4 戦の各ドライバー合計ポイントにより決定される。
4. シリーズポイント集計の結果、同ポイントの場合の順位は、参戦回数が多い順に決定される。

なお、参戦回数が同一である場合の順位は最終戦の獲得ポイントで決定される。

5. 各レースのポイント算出は下記の通り。

各レースポイント表

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

6. クラス 0-1、クラス 0-2 はシリーズポイントを付与しない。

6. 不可抗力によるレース中止の場合の取扱い

- 1) 先頭車両が 2 周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、シリーズポイントと賞典は与えられない。
- 2) 先頭車両が 2 周回以上を完了し、かつ当初のレース距離の 75% 未満でレースが中止された場合、シリーズポイントの 50%（少数点以下切捨て）と賞典が与えられる。

7. ペナルティポイントに関して

LCJA は本規則第 14 条罰則に加え、以下の場合、ペナルティとしてシリーズポイントを減算する場合がある。

- 1) H 項、L 項違反によるペナルティは、罰則の量刑による：-10 以上
- 2) 車両規則違反が判明した場合、当該レースを含む以前に獲得した当該車両の当年度シリーズポイントの全てを無効とする。
- 3) ペナルティポイントにより各大会正式結果が影響を及ぼされることはない。

第 27 条 賞典

1. 各大会賞典

当該大会の賞典は、各大会の特別規則書に公示され、表彰を行う。

2. 賞典の制限

大会賞典は、出走台数により次のように制限される。

- 2 ～ 3 台 … 1 位まで
- 4 ～ 5 台 … 2 位まで
- 6 ～ 7 台 … 3 位まで
- 8 ～ 9 台 … 4 位まで
- 10 ～ 11 台 … 5 位まで
- 12 台以上 … 6 位まで

尚、クラス 0-1、クラス 0-2 を除き、出走 1 台の場合、賞の授与を行わない。

3. 仮表彰

各レースともに、決勝出走台数に関係なく第 3 位まで仮表彰を行う。

但し、同日に 2 レースを開催する場合は、2 レース目を終了した後に仮表彰を行う。

第 28 条 補足 / 統一解釈

補足-1

【タイヤ】

1. 公式予選、決勝を通じて使用できるタイヤは 4 本までに制限される。
但し、同日に 2 レース開催の際は、1 レース目の予選から 2 レース目の決勝を通じてホイールを組み込んだ状態で 8 本までに制限される。
2. 公式車両検査時に 4 本（フロント用 2 本、リヤ用 2 本）のタイヤにマーキングが施される。但し、同日に 2 レース開催の際は、最大 8 本（フロント用 4 本、リヤ用 4 本）のタイヤにマーキングが施される。
3. 公式車両検査時に施されたタイヤのマーキングは、当該大会終了時まで保存しなければならない。
また、大会期間中に当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求める場合があり、その場合は指示に従うこと。
4. バースト、パンク等、やむを得ない理由の場合のみ、当該大会技術委員長によりタイヤマーキングが施される事を条件に 1 本のみ、交換が認められる。2 本以上の交換が必要な場合には、同クラス最後尾スタートとなる。
5. タイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）は禁止され、タイヤマーキングは車両外側に向くようにすること。
6. レース終了後の公道車検時において残溝が保安基準に適合していること。

本規定に記載されていない事項は、各大会の特別規則書、各サーキット一般競技規則、および各大会の公式通知により示される。

尚、本規定の変更や解釈は LCJA よりブルテン (Bulletin) として公示される。

ロータスカップ・ジャパン事務局 (LCJA)

〒145-0061 東京都大田区石川町 2-1-1 エルシーアイ株式会社 内

TEL : 03-5754-0805 FAX : 03-5754-0807

www.lotus-cars.jp